3　施行日前に道路交通法施行令第十三条第一項（第一号の三及び第九号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第二号の規定により都道府県公安委員会が関西空港会社の申請に基づき指定した自動車は、それぞれ、これらの規定により都道府県公安委員会が会社の申請に基づき指定した自動車とみなす。

第十二条　施行日前に地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定により普通地方公共団体の長が機構に対してその業務（大阪国際空港に係るものに限る。）に関しした許可は、同項の規定により普通地方公共団体の長が会社に対してした許可とみなす。

（関西国際空港株式会社債券を失った者に交付するために発行する社債券に関する経過措置）

第十三条　法附則第六条第二項の規定により、法附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第十八条第一項の社債に係る債務の全部又は一部を承継した会社が、関西国際空港株式会社債券（当該社債に係る社債券をいう。次項において同じ。）を失った者に交付するために社債券を発行する場合には、法第十九条第二項中「社債券又はその利札を失った者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成二十四年政令第五十四号）附則第十三条第一項に規定する関西国際空港株式会社債券（第二十三条第二項において単に「関西国際空港株式会社債券」という。）又はその利札を失った者」と、法第二十三条第二項中「社債券を失った者」とあるのは「関西国際空港株式会社債券を失った者」と、第六条中「会社等（新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）又は指定会社をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）」と、「社債券又はその利札を失った者」とあるのは「関西国際空港株式会社債券（附則第十三条第一項に規定する関西国際空港株式会社債券をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）又はその利札を失った者」と、「会社等が」とあるのは「会社が」と、「当該失われた社債券」とあるのは「当該失われた関西国際空港株式会社債券」と、「当該社債券」とあるのは「当該関西国際空港株式会社債券」と、「社債券又は」とあるのは「社債券及び」と、「会社等（会社等）」とあるのは「会社（会社）」と、第七条第一項中「、社債券を失った者」とあるのは「、関西国際空港株式会社債券を失った者」と、「当該失われた社債券」とあるのは「当該失われた関西国際空港株式会社債券」と、「当該社債券」とあるのは「当該関西国際空港株式会社債券」とする。

2　関西国際空港株式会社債券を失った者に交付するために発行する前項の社債券に係る債務については、会社が承継した関西国際空港株式会社債券に係る債務とみなして法附則第七条の規定を適用する。

（関西国際空港株式会社法施行令の廃止）

第十四条　関西国際空港株式会社法施行令（昭和五十九年政令第二百三十九号）は、廃止する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第十五条　国家公務員退職手当法施行令の一部を次のように改正する。

第九条の二第九十三号を次のように改める。

九十三　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第九条の二に次の一号を加える。

百五十五　新関西国際空港株式会社

第九条の四第六十四号を次のように改める。

六十四　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第九条の四に次の一号を加える。

九十五　新関西国際空港株式会社

（自衛隊法施行令の一部改正）

第十六条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十第三十六号を次のように改める。

三十六　削除

別表第十に次の一号を加える。

七十七　新関西国際空港株式会社

（空港法施行令の一部改正）

第十七条　空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

別表第一に次のように加える。

大阪国際空港	兵庫県伊丹市

別表第二大阪国際空港の項を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十八条　国家公務員共済組合法施行令の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第六十六号を次のように改める。

六十六　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十五　新関西国際空港株式会社

第四十三条第二項第八十二号を次のように改める。

八十二　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百七　新関西国際空港株式会社

（道路交通法施行令の一部改正）

第十九条　道路交通法施行令の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号の二中「、関西国際空港株式会社」を削り、「成田国際空港株式会社」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加える。

（道路交通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　この政令の施行前に前条の規定による改正前の道路交通法施行令第十三条第一項の規定により関西空港会社が都道府県公安委員会に対して届け出た同項第一号の二に掲げる自動車は、前条の規定による改正後の道路交通法施行令第十三条第一項の規定により会社が都道府県公安委員会に対して届け出た同項第一号の二に掲げる自動車とみなす。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる政令の規定中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

一　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）第一条第一号ル

二　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）第一条第一項第七号

三　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第百九十七号）附則第二項